

○熊本地震により被災した平成31年度東京藝術大学入学志願者の検定料免除に関する要項

〔平成28年5月11日
学 長 裁 定〕

改正 平成29年5月18日 平成30年5月17日

(目的)

第1条 この要項は、平成28年熊本地震（以下「地震」という。）により被災した者で本学に入学を志願する者への入学試験に係る経済的負担を軽減することにより進学機会の確保を図るため、検定料の免除（以下「免除」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(免除の対象者)

第2条 免除の対象となる者は、平成31年4月に本学に入学を志願する者（以下「志願者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、研究生及び科目等履修生並びに委託生は除く。

- (1) 地震の前日において志願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、地震により死亡又は行方不明の者
- (2) 学資負担者が、地震に際して災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市区町村に居住する自宅家屋（学資負担者が所有するものに限る。）が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた者

(免除の申請)

第3条 前条の規定により免除を受けようとする者は、入学検定料免除申請書兼返還請求書（別紙様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、本学が指定する日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 学資負担者の死亡等を証明する書類（前条第1号により免除を申請する者に限る。）
- (2) 市区町村長又は消防署長発行の罹災証明書又は被災証明書（前条第2号により免除を申請する者に限る。）
- (3) その他本学が必要と認める書類

(免除の許可)

第4条 免除は、前条の規定により申請があった者について、その被害内容により、学長が許可する。

(免除の額)

第5条 免除の額は、その全額とする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、免除の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年5月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

